

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成18年10月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

京都駅南開発特定目的会社

取締役 須貝 信

東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング

2 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 京都駅南開発計画 京都市南区西九条北ノ内町12番, 18番 京都市南区西九条鳥居口町1番, 2番, 4番1, 4番2 京都市南区西九条院町25番, 26番, 26番2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京都駅南開発特定目的会社 取締役 須貝 信 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エヌ企画 取締役 酒井 徹 東京都港区西麻布四丁目11番2号 日神パレステージ西麻布104 株式会社ユナイテッドアローズ 代表取締役 岩城 哲哉 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号 株式会社ユーバレーベン 取締役 前田 皓二

	東京都港区西麻布四丁目11番2号 日神パレ ステージ西麻布106 株式会社ワールド 代表取締役 寺井 秀藏 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
大規模小売店舗の新設をする日	平成20年3月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	45,200㎡
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 853台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 1,148台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 面 積 640㎡
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 容 量 185㎡
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2箇所 出口1箇所 位 置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成18年9月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年10月10日(火)から平成19年2月13日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成19年2月13日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)